

自己点検シート

事業所名： 連絡先：TEL ー ー

記入日：令和 年 月 日 記入者職氏名：役職 氏名

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		
			適	不適	該当なし
I 基本方針					
1 基本方針【介】	利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとなっていますか。	基準第4条	☐	☐	☐
【予】	利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態若しくは要支援状態になることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっていますか。	(予防基準第4条)	☐	☐	☐
	居宅サービスの提供に当たって、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めていますか。	基準第3条(予防基準第3条)	☐	☐	☐
II 人員基準					
2 訪問介護員等の員数	訪問介護員等の員数は、常勤換算方法で2.5人以上となっていますか。 →直近月の数値を記載してください。 (令和 年 月実績) ①常勤職員の勤務すべき時間(時間/月) ②常勤専従職員の人数 (人) ③非常勤・非専従訪問介護員の1ヶ月間の勤務時間合計 ⇒(時間) ④(③÷①)+②の値(小数点以下第2位切り捨て) ⇒(常勤換算 人)	基準第5条(予防基準第5条)	☐	☐	☐
3 サービス提供責任者	サービス提供責任者は常勤の訪問介護員等であって、専ら訪問介護の職務に従事しているものを配置していますか。(訪問介護(介護予防訪問サービス)事業の管理者との兼務可) 利用者の数(※)が40人又はその端数を増す毎に1人以上 ※前3月の平均値(新規の場合は推定数) 暦月ごとの実利用者の数を合算し、3で除して得た数。 通院等乗降介助のみを利用した者の当該月における利用者数は0.1として計算すること。 →下記に数値を記載してください。 ・利用者数(前3月の平均 人)÷40 =() (少数点第1位に切り上げ) ※ただし、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している場合は、利用者数が50人又はその端数を増す毎に1人以上とすることができる。 ■常勤換算方法によらない場合 サービス提供責任者の人数(常勤: 人)※記入日現在 又は、 ■常勤換算方法による場合 サービス提供責任者の人数 (常勤: 人・非常勤: 人)※記入日現在 ※非常勤は常勤の1/2以上の勤務時間であること。 サービス提供責任者は下記の資格要件を満たしていますか。 介護福祉士、実務者研修修了者、(旧課程)介護職員基礎研修修了者、(旧課程)1級ヘルパー、看護師、准看護師	基準第5条(予防基準第5条)	☐	☐	☐
			☐	☐	☐
			☐	☐	☐

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		
			適	不適	該当なし
4 管理者	管理者は常勤専従職員を配置していますか。	基準第6条 (予防基準第6条)	☐	☐	☐
	管理者が他の職種等を兼務している場合、兼務形態は適切ですか。(管理業務に支障はないですか。他の職種等との兼務している時間帯も、当該訪問介護事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じていませんか。事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該訪問介護事業所又は利用者へのサービス提供の現場に駆け付けることができる体制となっていますか。) → 次の事項について記載してください。 ・兼務の有無 (有 ・ 無) ・当該事業所内で他職種と兼務している場合は その職種名 () ・同一の事業者によって設置された 他事業所、施設等と兼務している場合は、 兼務している全ての事業所名、サービス種類、 職種名、1週間あたりの勤務時間数 事業所名 : () () サービス職種 : () () 職種名 : () () 勤務時間 : () ()		☐	☐	☐

(注) 別紙(様式1-1)「従業員の勤務の体制及び勤務実績一覧表」を作成のうえ添付してください。

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		
			適	不適	該当なし
Ⅲ 設備基準					
5 設備等	事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画が設けられていますか。 利用申込の受付・相談等に対応するのに適切なスペースが確保されていますか。 訪問介護の提供に必要な設備・備品等を備えていますか。特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮していますか。	基準第7条 (予防基準第7条)	☐	☐	☐
Ⅳ 運営基準					
6 内容及び手続きの説明及び同意	訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得ていますか。 ※下記の重要事項が全て記載されていますか。 □運営規程の概要 □従業者の勤務体制 □事故発生時の対応 □苦情処理の体制 □提供するサービスの第三者評価の実施状況 (実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況) □その他利用者のサービス選択に資すると認められる事項 ※従業者の員数は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、重要事項を記した文書に記載する場合、「〇人以上」と記載することも差し支えない。	基準第8条 (予防基準第8条)	☐	☐	☐
7 提供拒否の禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒んだことはありませんか。特に要介護度や所得の多寡を理由にサービス提供を拒否したことはありませんか。 (提供を拒むことのできる正当な理由) ①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 ②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ③その他利用申込者に対し自ら適切な訪問介護を提供することが困難な場合	基準第9条 (予防基準第9条)	☐	☐	☐
8 サービス提供困難時の対応	サービス提供が困難な場合、当該利用申込者にかかる居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の事業者の紹介その他必要な措置を速やかに講じていますか。	基準第10条 (予防基準第10条)	☐	☐	☐
9 受給資格等の確認	利用申込者の被保険者証で、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認していますか。 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、サービス提供に際し、その意見を考慮していますか。	基準第11条 (予防基準第11条)	☐	☐	☐
10 要介護認定の申請に係る援助	利用者申込者が要介護認定を受けていない場合は、要介護認定申請のために必要な援助を行っていますか。 要介護認定の有効期間が終了する30日前には更新申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	基準第12条 (予防基準第12条)	☐	☐	☐
11 心身の状況等の把握	サービス担当者会議を通じて利用者の心身の状況等の把握に努めていますか。	基準第13条 (予防基準第13条)	☐	☐	☐
12 居宅介護支援事業者等との連携	訪問介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者(以下「居宅介護支援事業者等」という)との密接な連携に努めていますか。 訪問介護の提供終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めていますか。	基準第14条 (基準第14条)	☐	☐	☐
13 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、訪問介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報提供すること、その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。	基準第15条 (予防基準第15条)	☐	☐	☐
14 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。	基準第16条 (予防基準第16条)	☐	☐	☐
15 居宅サービス計画等の変更の援助	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、居宅介護支援事業者への連絡その他必要な援助を行っていますか。	基準第17条 (予防基準第17条)	☐	☐	☐

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		
			適	不適	該当なし
16 身分を証する書類の携行	従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは提示するよう指導していますか。	基準第18条(予防基準第18条)	☐	☐	☐
17 サービスの提供の記録	訪問介護を提供した際は、必要な事項を書面に記録していますか。 (必要な事項) ・ サービス提供日 ・ 提供時間 ・ 具体的なサービス内容 ・ 提供者の氏名等 ・ 利用者の心身の状況 等	基準第19条(予防基準第19条)	☐	☐	☐
	訪問介護を提供した際は、具体的なサービス内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、情報提供していますか。		☐	☐	☐
18 利用料等の受領	法定代理受領サービスの場合、利用者から利用者負担分の支払を受けていますか。	基準第20条(基準第20条)	☐	☐	☐
	法定代理受領サービスに該当しない訪問介護を提供した場合の利用料と、居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額を生じさせていませんか。		☐	☐	☐
	利用者の選定により通常の事業実施地域外でサービス提供を行う場合、それに要した交通費の額以外の支払いを受けていませんか。		☐	☐	☐
	あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明し、同意を得ていますか。		☐	☐	☐
	サービスの提供に要した費用の支払いを受けた際、領収証を交付していますか。	法第41条 施行規則第65条	☐	☐	☐
	領収証には、それぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。		☐	☐	☐
19 保険給付の請求のための証明書の交付	領収書には、医療費控除が適切に記載されていますか。	平成12年11月16日老振発第73号	☐	☐	☐
			☐	☐	☐
20 訪問介護の基本的取扱い方針	法定代理受領サービスに該当しない訪問介護にかかる利用料の支払いを受けた場合は、提供した訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対し交付していますか。	基準第21条(予防基準第21条)	☐	☐	☐
21 訪問介護の具体的な取扱い方針	訪問介護の提供は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう目標を設定し、計画的に行われていますか。	基準第22条(予防基準第22条)	☐	☐	☐
	自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。		☐	☐	☐
22 訪問介護計画の作成	サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを心がけるとともに、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について説明を行っていますか。	基準第23条(予防基準第23条)	☐	☐	☐
	サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行っていませんか。		☐	☐	☐
	前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。		☐	☐	☐
	また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行っていますか。その具体的な内容について記録していますか。		☐	☐	☐
	介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスを提供していますか。		☐	☐	☐
	利用者の心身の状況等の把握に努め、利用者又はその家族に対し適切な相談及び援助を行っていますか。		☐	☐	☐
22 訪問介護計画の作成	サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び当該利用者の希望を踏まえて、訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した訪問介護計画を作成していますか。	基準第24条(予防基準第24条)	☐	☐	☐
	訪問介護計画は居宅サービス計画に沿った内容となっていますか。又必要に応じて変更していますか。		☐	☐	☐
	サービス提供責任者は、訪問介護計画の内容について利用者又はその家族に説明を行い、利用者から同意を得ていますか。		☐	☐	☐
	サービス提供責任者は、訪問介護計画を利用者に交付していますか。		☐	☐	☐
	居宅サービス計画に基づきサービスを提供している訪問介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している居宅介護支援事業者から訪問介護計画の提供の求めがあった際には、当該訪問介護計画を提供することに協力するよう努めていますか。		☐	☐	☐
	サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成後、当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画の変更を行っていますか。		☐	☐	☐

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		
			適	不適	該当なし
23 (モニタリング) 【予】	介護予防訪問サービスの提供に当たって、サービス提供責任者は、サービス提供の開始時から少なくとも1月に1回は、利用者の状態、サービスの提供状況等について、介護予防サービス計画・支援計画を作成した介護予防支援事業者(又は地域包括支援センター)に報告していますか。	(予防基準第43条)	☐	☐	☐
	介護予防訪問サービスの提供に当たって、サービス提供責任者は、介護予防訪問サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該計画の実施状況の把握(モニタリング)し、介護予防支援事業者(又は地域包括支援センター)に報告していますか。		☐	☐	☐
24 同居家族に対するサービス提供の禁止	訪問介護員等がその同居家族に対して訪問介護を提供していませんか。	基準第25条(予防基準第22条)	☐	☐	☐
25 利用者に関する市町村への通知	利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。 ①正当な理由なしに訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。 ②偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	基準第26条(予防基準第23条)	☐	☐	☐
26 緊急時の対応	サービス提供中、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。	基準第27条(予防基準第24条)	☐	☐	☐
27 管理者及びサービス提供責任者の責務	管理者は、介護保険法の基本理念を踏まえた利用者本位のサービス提供を行うため、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、従業者及び業務の管理を一元的に行っていますか。 また、管理者は従業者に法令・基準等を遵守させるために必要な指揮命令を行っていますか。	基準第28条(予防基準第25条)	☐	☐	☐
	サービス提供責任者は次の業務を適切に行っていますか。 ①利用申込に係る調整 ②利用者の状態の変化やサービスに関する意向の定期的把握 ③居宅介護支援事業者等に対し、訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供 ④サービス担当者会議の出席等による居宅介護支援事業者等との連携 ⑤訪問介護員等に対する具体的な援助目標及び援助内容の指示、利用者の状況についての情報伝達 ⑥訪問介護員等の業務実施状況の把握 ⑦訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理 ⑧訪問介護員等に対する研修・技術指導の実施		☐	☐	☐
28 運営規程	次に掲げる重要事項に関する規程を定めていますか。 □事業の目的及び運営の方針 □従業者の職種、員数及び職務内容※1 □営業日及び営業時間 □訪問介護の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額 □通常の事業の実施地域 □緊急時等における対応方法 □虐待の防止のための措置に関する事項※2 □その他運営に関する重要事項 ※1 従業者の員数は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、重要事項を記した文書に記載する場合、「〇人以上」と記載することも差し支えない。 ※2 虐待の防止に係る、組織内の体制(責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等)や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を指す内容であること。	基準第29条(予防基準第26条)	☐	☐	☐
29 介護等の総合的な提供	訪問介護の事業運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供し、特定の援助に偏っていませんか。	基準第29条の2(予防基準第27条)	☐	☐	☐

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		
			適	不適	該当なし
30 勤務体制の確保等	利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう事業所ごとに勤務の体制を定めていますか。	基準第30条 (予防基準第28条)	☐	☐	☐
	原則として月ごとの勤務表を作成し、日々の勤務時間、職務内容、常勤・非常勤の別等)を定めていますか。		☐	☐	☐
	当該事業所の訪問介護員等によってサービスを提供していますか。		☐	☐	☐
	訪問介護員等の資質向上のために、研修の機会を確保していますか。		☐	☐	☐
	職場におけるハラスメントの防止のため、事業主は以下の措置を講じていますか。 ＜事業主が講ずべき措置の具体的内容＞ 事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。		☐	☐	☐
	①事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知啓発すること。 ②相談(苦情を含む。以下同じ)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定め、従業者へ周知すること。 ＜事業主が講じることが望ましい取組＞ 顧客等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例としては以下のとおりである。 ①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 ②被害者への配慮のための取組(メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等) ③被害防止のための取組(マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組)		☐	☐	☐
31 業務継続計画の策定等	感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して訪問介護の提供を受けられるよう、訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、登録訪問介護員等を含めて、訪問介護員等その他の従業者に対して、必要な研修及び訓練(シミュレーション)を実施していますか。	基準第30条の2 (予防基準第29条)	☐	☐	☐
	業務継続計画には、以下の項目等を記載していますか。		☐	☐	☐
	●感染症に係る業務継続計画 ①平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等) ②初動対応 ③感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)		☐	☐	☐
	●災害に係る業務継続計画 ①平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等) ②緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等) ③他施設及び地域との連携		☐	☐	☐
	●研修 (年1回以上+新規採用時)		☐	☐	☐
	感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとしてしていますか。 また、研修の実施内容についても記録していますか。 ※感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。		☐	☐	☐
	●訓練(シミュレーション) (年1回以上)		☐	☐	☐
	感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を実施していますか。 ※感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。 ※訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。		☐	☐	☐

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		
			適	不適	該当なし
32 衛生管理等	訪問介護員等の清潔保持及び健康状態について必要な管理を行っていますか。	基準第31条 (予防基準第30条)	☐	☐	☐
	設備及び備品等について、衛生的な管理を行っていますか。		☐	☐	☐
	感染症の予防及びまん延の防止のために、次の措置を講じていますか。 □感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の設置と開催（おおむね6月に1回以上） □感染対策を担当する者の設置 □感染症の予防及びまん延の防止のための指針の策定 □感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施（それぞれ年1回以上）		☐	☐	☐
	感染対策を担当する者の設置について、同一事業所内での複数担当（※）の兼務や他の事業所・施設等との担当（※）の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任していますか。 （※）身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者		☐	☐	☐
	指針に次の項目は記載されていますか。 ①平常時の対策 事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等 ②発生時の対応 発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等 ※また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。 ※「介護現場における感染対策の手引き」参照。		☐	☐	☐
33 掲示	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要や従業者（訪問介護員等）の勤務の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 ※重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で事業所内に備え付けることで掲示に代えることができる。	基準第32条 (予防基準第31条) 堺市介護保険施行規則第51条の14	☐	☐	☐
	※令和7年4月1日より義務化 原則として、重要事項をウェブサイトに掲載していますか。 （ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいう。）		☐	☐	☐
34 秘密保持等	従業者が正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じていますか。	基準第33条 (予防基準第32条)	☐	☐	☐
	従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じていますか。 （秘密保持誓約書や就業規則に「退職後も」秘密を漏らさない旨の記載はありますか。）		☐	☐	☐
	サービス担当者会議等において利用者若しくはその家族の個人情報を用いる場合の同意を書面により得ていますか。		☐	☐	☐
35 広告	訪問介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないですか。	基準第34条 (予防基準第33条)	☐	☐	☐

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		
			適	不適	該当なし
36 不当な働きかけの禁止	訪問介護事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員又は居宅要介護被保険者に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他不当な働きかけを行っていませんか。	基準第34条の2 (予防基準第36条)	☐	☐	☐
37 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	基準第35条	☐	☐	☐
38 苦情処理	利用者及びその家族からの苦情を受け付けるための仕組みを設けていますか。また苦情に関する市町村・国保連等の調査に協力し、指導助言に従って必要な改善を行っていますか。 苦情件数 : (月 件程度) 苦情相談窓口の設置 : (有 ・ 無) 相談窓口担当者 : ()	基準第36条 (予防基準第35条)	☐	☐	☐
	苦情相談を受けたことがある場合、苦情相談等の内容を記録・保存していますか。		☐	☐	☐
	苦情相談を受けたことがない場合、苦情相談等の内容を記録・保存する準備をしていますか。		☐	☐	☐
	苦情の内容を踏まえたサービスの質の向上の取組を行っていますか。		☐	☐	☐
	自ら提供した訪問介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じていますか。		☐	☐	☐
	利用者からの苦情に関して市町村又は国保連が行う調査に協力するとともに、市町村又は国保連から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。		☐	☐	☐
	市町村又は国保連からの求めがあった場合には、改善の内容を市町村に報告していますか。		☐	☐	☐
39 地域との連携等	事業の運営に当たっては、提供サービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めていますか。	基準第36条の2 (予防基準第37条)	☐	☐	☐
	高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する訪問介護事業所が当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者に訪問介護を提供する場合、当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者のみを対象としたサービス提供が行われないよう、第9条の正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者にもサービス提供を行うよう努めていますか。		☐	☐	☐
40 事故発生時の対応	事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。また、事故の状況や処置について記録していますか。 過去に事故が発生していない場合でも、発生した場合に備えて、あらかじめ対応方法や記録様式等を準備していますか。 →過去1年間の事故事例 : (有 ・ 無)	基準第37条 (予防基準第38条)	☐	☐	☐
	賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行なっていますか。賠償すべき事故が発生したことがない場合でも損害賠償を速やかに行える準備をしていますか。 →損害賠償保険への加入 : (有 ・ 無)		☐	☐	☐
	事故が生じた際には、原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。	解釈通知第3の1の3(30)	☐	☐	☐
			☐	☐	☐

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		
			適	不適	該当なし
41 虐待の防止	虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、訪問介護事業所における虐待の防止に関する措置を講じていますか。	基準第37条の2 (予防基準第39条)	☐	☐	☐
	虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために以下の事項を実施していますか。	解釈通知第3の1の3(31)	☐	☐	☐
	☐ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置（年1回以上） ☐ 虐待の防止のための指針の策定 ☐ 虐待の防止のための従業者に対する研修の実施（年1回以上） ☐ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の配置 指針に盛り込むべき項目		☐	☐	☐
	☐ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 ☐ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ☐ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ☐ 虐待が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ☐ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する基本方針 ☐ 成年後見制度の利用支援に関する事項 ☐ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 ☐ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 ☐ その他虐待の防止の推進のために必要な事項		☐	☐	☐
42 会計の区分	虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者について、同一事業所内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設等との担当(※)の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任していますか。		☐	☐	☐
	(※)身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者				
42 会計の区分	事業所ごとに経理を区分するとともに、訪問介護事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。	基準第38条 (予防基準第40条)	☐	☐	☐
43 記録の整備	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	基準第39条 (予防基準第41条)	☐	☐	☐
	次に掲げる介護サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間（サービス提供記録は提供日から5年間）保存していますか。 ※「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指す。 ①訪問介護計画 ②利用者に提供した具体的なサービス内容等の記録 ③身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ④市町村への通知に係る記録 ⑤苦情の内容の記録 ⑥事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	基準条例第3条	☐	☐	☐
44 変更の届出等	当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、10日以内にその旨を届け出していますか。	法第75条 施行規則第131条	☐	☐	☐

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		
			適	不適	該当なし
V 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」					
1 高齢者虐待の防止	事業所の従業者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めていますか。	高齢者虐待防止法第5条	☐	☐	☐
	利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えていませんか。	高齢者虐待防止法第2条	☐	☐	☐
	利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ることをしていませんか。		☐	☐	☐
	利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うことをしていませんか。		☐	☐	☐
	利用者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせていませんか。		☐	☐	☐
	利用者財産を不当に処分すること、その他当該利用者から不当に財産上の利益を得ていませんか。		☐	☐	☐
	高齢者虐待の防止について、従業者への研修の実施、サービスの提供を受ける利用者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備等による虐待の防止のための措置を講じていますか。	高齢者虐待防止法第20条	☐	☐	☐
VI 業務管理体制の整備					
1 業務管理体制の整備	1 事業者(法人)内で、法令遵守について職員に周知をしていますか。 また、どのように周知されていますか。 《周知方法： 》	法第115条の32 施行規則第140条の39及び第140条の40	☐	☐	☐
	① 法令遵守責任者の選任 【全ての法人】 事業者(法人)において、1人、法令遵守責任者を選任し、所管庁に届け出ていますか。 《法令遵守責任者の届出： 済 ・ 未済 》 《所属・職名： 氏名： 》		☐	☐	☐
	② 法令遵守規程の整備 【事業所(施設)数が20以上の法人のみ】 事業者(法人)において、法令遵守規程を作成し、各事業所・施設に周知していますか。 また、規程の概要を所管庁に届け出ていますか。 《規程の概要の届出： 済 ・ 未済 》		☐	☐	☐
	③ 業務執行の状況の監査 【事業所(施設)数が100以上の法人のみ】 事業者(法人)において、業務執行の状況の監査を定期的実施していますか。 また、監査の方法の概要を所管庁に届け出ていますか。 《監査の方法の概要の届出： 済 ・ 未済 》		☐	☐	☐
	2 届出事項に変更があったときは、遅滞なく、変更事項を所管庁に届け出ていますか。 また、事業所数の増減により整備すべき内容が変わった場合等についても、遅滞なく、変更事項を所管庁に届け出ていますか。		☐	☐	☐
	3 所管庁に変更があったときは、変更後の届出書を、変更後の所管庁及び変更前の所管庁の双方に届け出ていますか。 ※ 所管庁(届出先) ◎指定事業所又は施設が2以上の都道府県に所在し、3以上の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者 ⇒厚生労働大臣 ◎指定事業所又は施設が2以上の都道府県に所在し、2以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者 ⇒主たる事務所の所在地の都道府県知事 ◎すべての指定事業所等が堺市の区域に所在する事業者 ⇒堺市長(介護事業者課) ◎地域密着型サービス(介護予防含む)のみを行う事業者で、すべての指定事業所が堺市内に所在する事業者 ⇒堺市長(介護事業者課) ◎上記以外の事業者 ⇒大阪府知事(福祉部高齢介護室介護事業者課)		☐	☐	☐

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		
			適	不適	該当なし
Ⅶ 介護給付費関係					
1 基本的事項	訪問介護に要する費用の額は、所定の単位数で算定していますか。 イ 身体介護が中心である場合 (1) 所要時間20分未満の場合…163単位 (2) 所要時間20分以上30分未満の場合…244単位 (3) 所要時間30分以上1時間未満の場合…387単位 (4) 所要時間1時間以上の場合567単位に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに82単位を加算した単位数 ロ 生活援助が中心である場合 (1) 所要時間20分以上45分未満の場合…179単位 (2) 所要時間45分以上の場合…220単位 ハ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合…97単位 月当たり(1回当たり)の所定単位数で算定していますか。 (1) 介護予防訪問サービスⅠ…1月につき1,176単位 (要支援1・2)週1回程度の利用が必要な場合 (2) 介護予防訪問サービスⅡ…1月につき2,349単位 (要支援1・2)週2回程度の利用が必要な場合 (3) 介護予防訪問サービスⅢ…1月につき3,727単位 (要支援2)週2回を超える利用が必要な場合 (4) 介護予防訪問サービスⅣ…1回につき287単位 (要支援1・2)週1回程度(1月に3回まで)の利用が必要な場合 (要支援1・2)週2回程度(1月に7回まで)の利用が必要な場合 (要支援2)週2回を超える(1月に11回まで)の利用が必要な場合	算定基準別表の1イロハ			
	単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算を行う度に、小数点以下の端数処理(四捨五入)を行っていますか。 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てて計算していますか。	(予防算定基準別表の1イ～ヘ)			
		留意事項第2の1(1)			
		(予防留意事項第2のイ～ハ)			
2 訪問介護の所要時間	(1) 所要時間の算定は、サービス提供に現に要した時間ではなく、訪問介護計画に位置付けられた内容の訪問介護を行うのに要する標準的な時間で行っていますか。 (2) 訪問介護事業者は、訪問介護員等に、訪問介護を実際に行った時間を記録させるとともに、当該時間が上記(1)により算出された訪問介護を行うのに要する標準的な時間に比べ著しく短時間となっている状態が続く場合には、サービス提供責任者に、介護支援専門員と調整の上、訪問介護計画の見直しを行わせていますか。具体的には、介護報酬の算定に当たっての時間区分を下回る状態(例えば、身体介護中心型において、標準的な時間は45分、実績は20分の場合)が1か月以上継続する等、常態化している場合等が該当する。	算定基準別表の1イロハ注1			
		留意事項第2の2(4)			
3 身体介護中心型の算定	訪問介護員等(※)が、身体介護(利用者の身体に直接接触して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助をいう。以下同じ)が中心である訪問介護を行った場合に所定単位数を算定していますか。 たんの吸引等を実施する場合には、訪問介護事業所として府に登録していますか。 身体介護が中心である訪問介護を行う訪問介護員は以下の資格を有していますか。 ①介護福祉士 ②実務者研修修了者 ③初任者研修修了者 ④看護師、准看護師 ⑤(旧課程)介護職員基礎研修課程修了者 ⑥(旧課程)訪問介護に関する1級・2級課程修了者	算定基準別表の1イ注2			

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		
			適	不適	該当なし
4 20分未満の身体介護の算定	身体介護が中心である訪問介護の所要時間が20分未満である場合は、所定単位数を算定していますか。 所要時間が20分未満の場合は、前回提供した訪問介護から概ね2時間以上の間隔を空けていますか。（緊急時訪問介護加算を算定する場合又は医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者に訪問介護を提供する場合を除く） 20分未満の身体介護中心型については、下限となる所要時間を定めてはいないが、本時間区分により提供されるサービスについては、排泄介助、体位交換、服薬介助、起床介助、就寝介助等といった利用者の生活にとって定期的に必要な短時間の身体介護を想定しており、訪問介護の内容が単なる本人の安否確認や健康チェックであり、それに伴い若干の身体介護を行う場合には、算定できないにもかかわらず算定していませんか。 いずれの時間帯においても20分未満の身体介護中心型の単位を算定する場合、引き続き生活援助を行うことは認められない（緊急時訪問介護加算を算定する場合を除く）ことに留意していますか。	算定基準別表の1イ注2 留意事項第2の2(4) 留意事項第2の2(5)	☐	☐	☐
5 20分未満の身体介護の頻回の訪問	身体介護が中心である訪問介護の所要時間が20分未満であって、かつ、基準告示(※1)に適合するものとして、あらかじめ届け出た訪問介護事業所において、別に利用者等告示(※2)に適合する利用者に対して行われる場合は、イ(1)の所定単位数を、当該算定月における1月当たりの訪問介護費の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費のイ(1)のうち当該利用者の要介護状態区分に応じた所定単位数を限度として、それぞれ算定していますか。	算定基準別表の1イ注2	☐	☐	☐
※1 基準告示一 いずれにも該当すること。	イ 利用者又はその家族等から電話等による連絡があった場合に、常時対応できる体制にあること。 ロ 次のいずれかに該当すること。 (1) 当該訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、一体的に事業を実施していること。 (2) 当該訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受けようとする計画を策定していること。 ※要介護1又は要介護2の利用者への提供は(1)の場合のみ可。		☐	☐	☐
※2 利用者等告示一 いずれの基準にも該当すること。	イ 要介護1又は要介護2の者であって認知症の利用者(日常生活自立度ランクⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はMに該当する利用者)又は要介護3、要介護4及び要介護5の者であって障害高齢者の日常生活自立度ランクB以上の利用者 ロ 当該利用者に係るサービス担当者会議が3月に一度以上開催されており、当該会議において、1週間に5日以上、頻回の訪問を含む20分未満の身体介護が必要と認められた者		☐	☐	☐
20分未満の身体介護でかつ頻回の訪問について ※留意事項	所要時間が20分未満の場合であって、頻回の訪問(前回提供した訪問介護から概ね2時間以上の間隔を空けないもの)については、以下の要件を満たしていますか。 ※「定期巡回・随時対応サービスに関する状況」についての項目(体制届)が提出されていますか。		☐	☐	☐
6 生活援助中心型の算定	単身の世帯に属する利用者又は家族等と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により利用者又は家族等が家事を行うことが困難である者に対して、生活援助が中心である訪問介護を行った場合に算定していますか。 ※居宅サービス計画に生活援助中心型として位置づけられていますか。	算定基準別表の1ロ注3	☐	☐	☐
7 通院等乗降介助の算定	要介護者である利用者に対して、通院等のため、訪問介護事業所の訪問介護員等が自ら運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先若しくは外出先での受診等の手続き、移動等の介助を行う場合に、1回(片道)につき所定単位数を算定していますか。 ※出発地又は目的地が居宅でない場合算定できない。なお、この場合の「通院等」には、入院と退院も含まれる。	算定基準別表の1ハ注4	☐	☐	☐

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		
			適	不適	該当なし
8 高齢者虐待防止虐待措置未実施減算	事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく、以下の基準のうち、ひとつでも満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、利用者全員について所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。	算定基準別表の1イロハ注5	☐	☐	☐
	・ 高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催している。		☐	☐	☐
	・ 高齢者虐待防止のための指針を整備している。		☐	☐	☐
	・ 高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施している。		☐	☐	☐
	・ 高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いている。		☐	☐	☐
9 業務継続計画未策定減算	感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合は利用者全員について業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。	算定基準別表の1イロハ注6	☐	☐	☐
10 身体介護と生活援助が混在する場合	身体介護が中心である訪問介護を行った後に引続き所要時間20分以上の生活援助を行ったときは、身体介護が中心である場合の所定単位数に、生活援助が中心である訪問介護が20分から計算して25分を増すごとに65単位を加算した単位数を算定していますか。 ※ 加算は195単位を限度とする。	算定基準別表の1イロ注7	☐	☐	☐
11 2人の訪問介護員等による訪問介護費の算定	同時に2人の訪問介護員等が1人の利用者に対して訪問介護を行ったときは、所定単位数の100分の200に相当する単位数を算定していますか。	算定基準別表の1イロ注9	☐	☐	☐
	2人の訪問介護員等により訪問介護を行うことについて利用者又はその家族等の同意を得ていますか。 ※ 次のいずれかに該当するとき イ 利用者の身体的理由により1人の訪問介護員等による訪問介護が困難であると認められる場合 ロ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 ハ その他利用者の状況等から判断して、イ又はロに準ずると認められる場合		☐	☐	☐
12 早朝・夜間・深夜加算	夜間（PM6:00～PM10:00）又は早朝（AM6:00～AM8:00）に訪問介護を行った場合、1回につき所定単位数の100分の25を加算し、深夜（PM10:00～AM6:00）に訪問介護を行った場合、所定単位数の100分の50を加算していますか。	算定基準別表の1イロハ注9	☐	☐	☐
13 特定事業所加算	基準告示に適合しているものとして、あらかじめ届け出た事業所が、利用者に対し、訪問介護を行った場合は、1回につき次の単位数を所定単位数に加算していますか。 ・ 特定事業所加算（Ⅰ） 所定単位数の100分の20に相当する単位数 ・ 特定事業所加算（Ⅱ） 所定単位数の100分の10に相当する単位数 ・ 特定事業所加算（Ⅲ） 所定単位数の100分の10に相当する単位数 ・ 特定事業所加算（Ⅳ） 所定単位数の100分の3に相当する単位数 ・ 特定事業所加算（Ⅴ） 所定単位数の100分の3に相当する単位数	算定基準別表の1イロハ注10	☐	☐	☐
特定事業所加算（Ⅰ） ※（Ⅰ）～（Ⅴ）共通	イ（Ⅰ） 全ての訪問介護員等（登録型の訪問介護員等を含む。）ごと及びサービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、その計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していますか。		☐	☐	☐
※（Ⅰ）～（Ⅴ）共通	イ（Ⅱ）（一） 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等や訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的（おおむね1月に1回以上）に開催していますか。 ※ 会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。		☐	☐	☐
※（Ⅰ）～（Ⅴ）共通	イ（Ⅱ）（二） サービス提供に当たって、サービス提供責任者が当該利用者を担当する訪問介護員等に対し、利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する訪問介護員等から適宜報告を受けていますか。		☐	☐	☐
※（Ⅰ）～（Ⅴ）共通	イ（Ⅲ） 全ての訪問介護員等に対し、定期的に健康診断等を実施していますか。		☐	☐	☐
※（Ⅰ）～（Ⅴ）共通	イ（Ⅳ） 緊急時における対応方法が利用者に明示されていますか。		☐	☐	☐

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		
			適	不適	該当なし
(Ⅰ)(Ⅱ) ※(Ⅱ)を算定 する場合はイ (5)又は(6)の いずれかに適 合すること。	イ(5) 訪問介護員等の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の30以上又は介護福祉士、実務者研修修了者並びに介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の占める割合が100分の50以上ですか。		☐	☐	☐
	イ(6) 全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者ですか。 ただし、指定居宅サービス基準第5条第2項により1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所においては、常勤のサービス提供責任者を2名以上配置していますか。		☐	☐	☐
(Ⅰ)(Ⅱ)	イ(7) 次の(一)又は(二)のいずれかに適合していますか。		☐	☐	☐
	(一) 前年度又は算定日が属する月の前3月間における利用者の総数のうち、要介護4及び要介護5である者、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症である者並びに社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為(たんの吸引等)を必要とする者の占める割合が100分の20以上ですか。		☐	☐	☐
	(二) 次のa～eのいずれにも適合していますか。		☐	☐	☐
	(a) 病院、診療所又は指定訪問看護ステーションの看護師との連携により、24時間連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて訪問介護を行うことができる体制を整備していますか。		☐	☐	☐
	(b) 看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、利用者又はその家族等に対して、当該対応方針の内容を説明し、同意を得ていますか。		☐	☐	☐
	(c) 医師、看護職員(訪問介護事業所の職員又は当該訪問介護事業所と密接な連携を確保できる範囲内の距離にある病院、診療所又は指定訪問看護ステーションの職員に限る。)、訪問介護員等、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、当該訪問介護事業所における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する対応方針の見直しを行っていますか。		☐	☐	☐
	※看取り期における対応方針には、例えば、以下の事項を含んでいること。 □看取り期における対応方針に関する考え方 □訪問看護ステーション等との連携体制(緊急時の対応を含む。) □利用者等との話し合いにおける同意、意思確認及び情報提供の方法 □利用者等への情報提供に供する資料及び同意書などの様式 □その他職員の具体的対応等		☐	☐	☐
	(d) 看取りに関する職員研修を行っていますか。		☐	☐	☐
	(e) 前年度又は算定日が属する月の前3月間において次に掲げる基準に適合する利用者が1人以上ですか。		☐	☐	☐
	i 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。 ii 看取り期における対応方針に基づき、利用者の状態又は家族の求め等に応じ、訪問介護員等から介護記録等利用者に関する記録を活用し行われるサービスについての説明を受け、同意した上でサービスを受けている者(その家族等が説明を受け、同意した上でサービスを受けている者を含む。)であること。 ※ここである看取り期の利用者の利用実績については、当該利用者が前年度(3月を除く。)又は届出日の属する月の前3月間において1人以上であることをいう。また、この場合の実績について、当該期間に訪問介護の提供を行った利用実人員を用いて算定するものとする。		☐	☐	☐

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		
			適	不適	該当なし
特定事業所加算(Ⅱ)	ロ イ(1)～(4)のいずれにも適合し、かつ(5)又は(6)のいずれかに適合していますか。		☐	☐	☐
特定事業所加算(Ⅲ)	ハ 次のハ(1)又は(2)いずれにも適合していますか。		☐	☐	☐
	ハ(1) イ(1)～(4)まで及び(7)のいずれにも適合していますか。		☐	☐	☐
	ハ(2) 次の(一)又は(二)のいずれかに適合していますか。		☐	☐	☐
	(一) 指定居宅サービス等基準第5条第2項の規定により配置することとされている常勤のサービス提供責任者が2人以下(利用者数が80人未満の事業所に限る)の訪問介護事業所であって、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置していますか。		☐	☐	☐
	(二) 訪問介護員等の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上ですか。		☐	☐	☐
特定事業所加算(Ⅳ)	イ(1)～(4)まで及びハ(2)のいずれにも適合していますか。		☐	☐	☐
特定事業所加算(Ⅴ)	ホ 次のいずれにも適合していますか。		☐	☐	☐
	ホ(1) イの(1)～(4)のいずれにも適合していますか。				
	ホ(2) 当該事業所に係る通常の実施地域の範囲内であって、厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域第二号に規定する地域に居住している利用者に対して、継続的に訪問介護を提供していますか。		☐	☐	☐
	ホ(3) 利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、訪問介護事業所のサービス提供責任者等が起点となり、随時、訪問介護員等、サービス提供責任者その他の関係者が共同し、訪問介護計画の見直しを行っていますか。		☐	☐	☐
14 同一敷地内建物等に居住する利用者への減算	(1) 次のいずれかの利用者に対し、訪問介護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定していますか。	算定基準別表の1イロハ注12 (予防算定基準別表の1注3)			
	イ 訪問介護事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは訪問介護事業所と同一の建物(以下「同一敷地内建物等」)に居住する利用者(訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)		☐	☐	☐
	ロ 訪問介護事業所における1月当たりの利用者がイに該当するもの以外の同一の建物に20人以上居住する建物の利用者 ※当該事業所が第1号訪問事業と一体的な運営をしている場合、第1号訪問事業の利用者(要支援者)を含めて計算すること。				
	(2) 訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定していますか。		☐	☐	☐
	(3) 正当な理由なく、訪問介護事業所において、算定日が属する月の前6月間に提供した訪問介護の提供総数のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合に、訪問介護事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者(訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)に対して、訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の88に相当する単位数を算定していますか。				
	判定期間と減算適用期間 a 判定期間が前期(3月1日から8月31日)の場合は、減算適用期間を10月1日から3月31日までとする。 b 判定期間が後期(9月1日から2月末日)の場合は、減算適用期間を4月1日から9月30日までとする。 ※令和6年度については、aの判定期間を4月1日から9月30日、減算適用期間を11月1日から3月31日までとし、bの判定期間を10月1日から2月末日、減算適用期間を令和7年度の4月1日から9月30日までとする。		☐	☐	☐

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		
			適	不適	該当なし
15 特別地域訪問介護加算	平24厚告120号に定める地域に所在する訪問介護事業所又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を加算していますか。 特定事業所加算(V)を算定している場合は、算定していませんか。(併算定不可)	算定基準別表の1イロハ注13 平24厚告120号	☐	☐	☐
16 中山間地域等における小規模事業所加算	平21厚告83号・一に定める地域に所在し、かつ、施設基準に適合する訪問介護事業所又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を加算していますか。 特定事業所加算(V)を算定している場合は、算定していませんか。(併算定不可) ※1月あたり延べ訪問回数が200回以下の事業所	算定基準別表の1イロハ注14 平21厚告83号一 施設基準一	☐	☐	☐
17 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	平21厚告83号・二に定める地域に居住している利用者に対し、通常の事業の実施地域を越えて訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を加算していますか。 特定事業所加算(V)を算定している場合は、算定していませんか。(併算定不可)	算定基準別表の1イロハ注15 平21厚告83号二	☐	☐	☐
18 緊急時訪問介護加算	利用者又はその家族等からの要請に基づいて、サービス提供責任者が介護支援専門員と連携し、介護支援専門員が事前又は事後に必要と認め、当該要請から24時間以内に居宅サービス計画において計画的に訪問することとなっていない訪問介護を緊急に行なった場合、1回につき100単位を加算していますか。	算定基準別表の1イ注16	☐	☐	☐
19 サービス種類相互の算定関係	利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは看護小規模多機能型居宅介護サービスを受けている間は、算定していませんか。	留意事項通知第2の1通則(2) (予防算定基準別表の1注4)	☐	☐	☐
20 初回加算	新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回の訪問介護を行った場合又は当該訪問介護事業所の他の訪問介護員等が初回若しくは初回の訪問介護を行った日の属する月に訪問介護を行った際にサービス提供責任者が同行した場合、1月につき200単位を加算していますか。 ※過去2月間(暦月)において、当該事業所の訪問介護サービスを利用していないこと。 ※サービス提供責任者が、訪問介護に同行した場合については、居宅サービス基準第19条に基づき、同行訪問した旨を記録すること。	算定基準別表の1二 (予防算定基準別表の1ト注)	☐	☐	☐
21 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(I) 1月につき100単位 サービス提供責任者が、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(医療法〔昭和23年法律第205号〕第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4km以内に診療所が存在しないものに限る。(2)において同じ)の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成し、当該訪問介護計画に基づく訪問介護を行っていること。	算定基準別表の1ホ (予防算定基準別表の1チ注)	☐	☐	☐
	初回の当該訪問介護が行われた日の属する月に加算していますか。		☐	☐	☐
	(2)生活機能向上連携加算(II) 1月につき200単位 利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定訪問リハビリテーション、指定通所リハビリテーション等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該訪問介護計画に基づく訪問介護を行っていること。		☐	☐	☐
	初回の当該訪問介護が行われた日の属する月以降3月の間、加算していますか。 (ただし、(1)を算定している場合は、算定しない) ※カンファレンスは、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。また、この場合の「カンファレンス」は、サービス担当者会議の前後に時間を明確に区分した上で、サービス提供責任者及び理学療法士等により実施されるもので差し支えない。		☐	☐	☐

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		
			適	不適	該当なし
22 口腔連携強化加算	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った訪問介護事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り50単位を加算していますか。	算定基準別表の1へ	☐	☐	☐
	大臣基準告示に定める次のいずれにも適合していますか。 イ 事業所は利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の歯科点数表区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に相談できる体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていますか。		☐	☐	☐
	ロ 次の(1)～(3)に該当する場合は口腔連携強化加算を算定できません。該当していませんか。 (1)他の介護サービスの事業所において、当該利用者について、栄養状態のスクリーニングを行い、口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)を算定している場合を除き、口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合 (2)当該利用者について、口腔の健康状態の評価の結果、居宅療養管理指導が必要であると歯科医師が判断し、初回の居宅療養管理指導を行った日の属する月を除き、指定居宅療養管理指導事業所が歯科医師又は歯科衛生士が行う居宅療養管理指導費を算定している場合 (3)当該事業所以外の介護サービス事業所において、当該利用者について、口腔連携強化加算を算定している場合		☐	☐	☐
	※① 口腔連携強化加算の算定に係る口腔の健康状態の評価は、利用者に対する適切な口腔管理につなげる観点から、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。		☐	☐	☐
	※② 口腔の健康状態の評価の実施に当たっては、必要に応じて、厚生労働大臣が定める基準における歯科医療機関（以下「連携歯科医療機関」という。）の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に口腔の健康状態の評価の方法や在宅歯科医療の提供等について相談すること。なお、連携歯科医療機関は複数でも差し支えない。		☐	☐	☐
	※③ 口腔の健康状態の評価をそれぞれ利用者について行い、評価した情報を歯科医療機関及び当該利用者を担当する介護支援専門員に対し、別紙様式6（口腔連携強化加算に係る口腔の健康状態の評価及び情報提供書）等により提供すること。		☐	☐	☐
	※④ 歯科医療機関への情報提供に当たっては、利用者又は家族等の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見等を踏まえ、連携歯科医療機関・かかりつけ歯科医等のいずれか又は両方に情報提供を行うこと。		☐	☐	☐
	※⑤ 口腔の健康状態の評価は、それぞれ次に掲げる確認を行うこと。ただし、ト及びチについては、利用者の状態に応じて確認可能な場合に限って評価を行うこと。 イ 開口の状態 ロ 歯の汚れの有無 ハ 舌の汚れの有無 ニ 歯肉の腫れ、出血の有無 ホ 左右両方の奥歯のかみ合わせの状態 ヘ むせの有無 ト ぶくぶくうがいの状態 チ 食物のため込み、残留の有無		☐	☐	☐
	※⑥ 口腔の健康状態の評価を行うに当たっては、別途通知（「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」）及び「入院(所)中及び在宅等における療養中の患者に対する口腔の健康状態の確認に関する基本的な考え方」(令和6年3月日本歯科医学会)等を参考にすること。		☐	☐	☐
	※⑦ 口腔の健康状態によっては、主治医の対応を要する場合もあることから、必要に応じて介護支援専門員を通じて主治医にも情報提供等の適切な措置を講ずること。		☐	☐	☐
	※⑧ 口腔連携強化加算の算定を行う事業所については、サービス担当者会議等を活用し決定することとし、原則として、当該事業所が当該加算に基づく口腔の健康状態の評価を継続的に実施すること。		☐	☐	☐

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		
			適	不適	該当なし
23 認知症専門ケア加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、あらかじめ届け出た訪問介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算していますか。 ・認知症専門ケア加算（Ⅰ） 3単位 ・認知症専門ケア加算（Ⅱ） 4単位 ※認知症専門ケア加算（Ⅰ）と（Ⅱ）は併算定不可。	算定基準別表の1ト	☐	☐	☐
（Ⅰ）（Ⅱ）共通	認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、事業所における対象者の数が20人未満である場合にあっては1以上、対象者の数が20人以上である場合にあっては、1に対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していますか。 ※「認知症介護に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護実践リーダー研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指す。		☐	☐	☐
（Ⅰ）（Ⅱ）共通	当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していますか。 ※ 会議の実施に当たっては、登録ヘルパーを含めて、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。		☐	☐	☐
（Ⅰ）	事業所における利用者の総数のうち、日常生活自立度Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ又はMの認知症の者（以下、「対象者」という。）の占める割合が2分の1以上ですか。 ※ 当該割合については、算定日が属する月の前3月間のうち、いずれかの月の利用者実人員数又は利用延人員数で算定し、所定の割合以上であることを確認すること。すること。 ※ 認知症高齢者の日常生活自立度の確認に当たっては、例えばサービス担当者会議等において介護支援専門員から情報を把握する等の方法が考えられる。		☐	☐	☐
（Ⅱ）	事業所における利用者の総数のうち、日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ又はMの認知症の者の占める割合が100分の20以上ですか。 ※ 当該割合については、算定日が属する月の前3月間のうち、いずれかの月の利用者実人員数又は利用延人員数で算定し、所定の割合以上であることを確認すること。 ※ 認知症高齢者の日常生活自立度の確認に当たっては、例えばサービス担当者会議等において介護支援専門員から情報を把握する等の方法が考えられる。		☐	☐	☐
（Ⅱ）	認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施していますか。 ※ 「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護指導者養成研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指す。		☐	☐	☐
（Ⅱ）	当該事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部研修を含む。）を実施又は実施を予定していますか。		☐	☐	☐
（Ⅰ）（Ⅱ）共通	※ 届出を行った月以降においても、直近3月間の認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上又は日常生活自立度Ⅲ以上の割合につき、いずれかの月で所定の割合以上であることが必要である。なお、その割合については毎月記録するものとし、直近3月間のいずれも所定の割合を下回った場合は直ちにその旨を届け出していますか。		☐	☐	☐
24 介護職員等処遇改善加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った訪問介護事業所が、利用者に対し、訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	算定基準別表の1チ注1	☐	☐	☐
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	①～⑩のいずれにも適合する場合 1000分の245に相当する単位数		☐	☐	☐
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	①～⑨のいずれにも適合する場合 1000分の224に相当する単位数		☐	☐	☐
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	①（一）及び②～⑧のいずれにも適合する場合 1000分の182に相当する単位数		☐	☐	☐
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	①（一）、②～⑥、⑦（一）～（四）及び⑧のいずれにも適合する場合 1000分の145に相当する単位数		☐	☐	☐

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		
			適	不適	該当なし
	令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った訪問介護事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	算定基準別表の1チ注2	☐	☐	☐
①	介護職員その他の職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）について、次のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。）が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 （一）当該事業所が仮に介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）を算定した場合に算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。 （二）当該事業所において、介護福祉士であって、経験及び技能を有する介護職員と認められる者（以下「経験・技能のある介護職員」という。）のうち1人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。		☐	☐	☐
②	当該事業所において、①の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）にあっては、指定都市又は中核市の市長。第35号を除き、以下同じ。）に届け出ていること。		☐	☐	☐
③	介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。		☐	☐	☐
④	当該事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。		☐	☐	☐
⑤	算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。		☐	☐	☐
⑥	当該事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。		☐	☐	☐
⑦	次のいずれにも適合すること。 （一）介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。 （二）（一）の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 （三）介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。		☐	☐	☐
⑧	②の届出に係る計画の期間中に実施する介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。		☐	☐	☐
⑨	⑧の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。		☐	☐	☐
⑩	訪問介護費における特定事業所加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）のいずれかを届け出ていること。		☐	☐	☐
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（Ⅰ）	次の（Ⅰ）（Ⅱ）のいずれにも適合する場合、1000分の221に相当する単位数を算定していますか。 （Ⅰ）令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和6年厚生労働省告示第86号）による改正前の指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「旧指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。）の訪問介護費における介護職員処遇改善加算（Ⅰ）及び介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。 （Ⅱ）①（Ⅱ）及び②～⑩のいずれにも適合すること。		☐	☐	☐
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（Ⅱ）	次の（Ⅰ）（Ⅱ）のいずれにも適合する場合、1000分の208に相当する単位数を算定していますか。 （Ⅰ）令和6年5月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費における介護職員処遇改善加算（Ⅱ）、介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。 （Ⅱ）①（Ⅱ）、②～⑥まで、⑦（一）から（四）及び⑧～⑩のいずれにも適合すること。		☐	☐	☐

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		
			適	不適	該当なし
介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (3)	次の(1) (2) のいずれにも適合する場合 1000分の200に相当する単位数を算定していますか。 (1) 令和6年5月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。 (2) ①(Ⅱ)及び②～⑨のいずれにも適合すること。		☐	☐	☐
介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (4)	次の(1) (2) のいずれにも適合する場合 1000分の187に相当する単位数を算定していますか。 (1) 令和6年5月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅱ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。 (2) ①(Ⅱ)、②～⑥、⑦(Ⅰ)～(Ⅳ)、⑧及び⑨のいずれにも適合すること。		☐	☐	☐
介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (5)	次の(1) (2) のいずれにも適合する場合 1000分の184に相当する単位数を算定していますか。 (1) 令和6年5月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。 (2) ①(Ⅱ)、②～⑥まで、⑦(Ⅰ)～(Ⅳ)及び⑧～⑩のいずれにも適合すること。		☐	☐	☐
介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (6)	次の(1) (2) のいずれにも適合する場合 1000分の163に相当する単位数を算定していますか。 (1) 令和6年5月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。 (2) ①(Ⅱ)、②～⑥、⑦(Ⅰ)～(Ⅳ)、⑧及び⑨のいずれにも適合すること。		☐	☐	☐
介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (7)	次の(1) (2) (3) のいずれにも適合する場合 1000分の163に相当する単位数を算定していますか。 (1) 令和6年5月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。 (2) ①(Ⅱ)、②～⑥及び⑧～⑩のいずれにも適合すること。 (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。		☐	☐	☐
介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (8)	次の(1) (2) のいずれにも適合する場合 1000分の158に相当する単位数を算定していますか。 (1) 令和6年5月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。 (2) ①（(Ⅰ)及び(Ⅱ)に係る部分を除く。）及び②～⑧のいずれにも適合すること。		☐	☐	☐

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		
			適	不適	該当なし
介護職員等処遇改善加算 (V) (9)	次の(1) (2) (3)のいずれにも適合する場合 1000分の142に相当する単位数を算定していますか。 (1) 令和6年5月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。 (2) ①(二)、②～⑥、⑧及び⑨のいずれにも適合すること。 (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。		☐	☐	☐
介護職員等処遇改善加算 (V) (10)	次の(1) (2) (3)のいずれにも適合する場合 1000分の139に相当する単位数を算定していますか。 (1) 令和6年5月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。 (2) ①(二)、②～⑥及び⑧～⑩のいずれにも適合すること。 (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。		☐	☐	☐
介護職員等処遇改善加算 (V) (11)	次の(1) (2)のいずれにも適合する場合 1000分の121に相当する単位数を算定していますか。 (1) 令和6年5月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。 (2) ①（(一)及び(二)に係る部分を除く。）、②～⑥、⑦(一)～(四)及び⑧のいずれにも適合すること。		☐	☐	☐
介護職員等処遇改善加算 (V) (12)	次の(1) (2) (3)のいずれにも適合する場合 1000分の118に相当する単位数を算定していますか。 (1) 令和6年5月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。 (2) イ(1)(二)、(2)から(6)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。		☐	☐	☐

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		
			適	不適	該当なし
介護職員等処遇改善加算(V)(13)	次の(1)(2)(3)のいずれにも適合する場合 1000分の100に相当する単位数を算定していますか。 (1) 令和6年5月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を届け出ていないこと。 (2) ① ((一)及び(二)に係る部分を除く。), ②～⑥及び⑧のいずれにも適合すること。 (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。		☐	☐	☐
介護職員等処遇改善加算(V)(14)	次の(1)(2)(3)のいずれにも適合する場合 1000分の76に相当する単位数を算定していますか。 (1) 令和6年5月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。 (2) ① ((一)及び(二)に係る部分を除く。), ②～⑥及び⑧のいずれにも適合すること。 (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。		☐	☐	☐

法：介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)

施行規則：介護保険法施行規則(平成11年3月31日厚生省令第36号)

基準条例：堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月14日条例第58号)

指定要綱：堺市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定等に関する要綱(平成29年4月1日)

基準：指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)

予防基準：堺市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成29年4月1日)

解釈通知：指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年9月17日老企第25号)

予防解釈通知：介護保険法施行規則第140条の63の6第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準(令和6年3月15日 厚生労働省告示第84号)

算定基準：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第19号)

予防算定基準：堺市介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額の算定に関する基準(平成29年4月1日)

留意事項：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号)

予防留意事項：堺市介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成29年4月1日)